

別 表(第2条関係)

補助事業名	事業者グループ協働化支援事業
補助事業の目的	複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	小規模法人(1法人1施設)を1以上含む、複数の法人により構成される事業者 ※詳細は「令和7年度協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要領」を参照
補助事業の対象となる経費	<p>次の対象経費ア～コにかかる報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>ア 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費</p> <p>イ 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費</p> <p>ウ 共同発注による福利厚生の充実や職場環境改善等、従業者の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費</p> <p>エ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費</p> <p>オ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費</p> <p>カ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費</p> <p>キ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費</p> <p>ク 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費</p> <p>ケ ア～クにあわせて行うICT インフラの整備に必要な経費(通信費は対象外)</p> <p>コ ア～クにあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費(事業所車輌の購入費は対象外)</p> <p>※ケ及びコについては単独での申請は認められない。必ずア～クとあわせて申請すること。</p>
補助率	4 / 5
補助金の額	<p>1 総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額と補助対象経費の支出額を比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1で選定した額に補助率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)と3の補助上限額を比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>3 補助上限額は、事業者グループを構成する法人数1につき120万円(訪問介護事業所を経営する事業者の場合は150万円)を乗じて得た額と1,200万円を比較して少ない方の額とする。</p>
適用除外する条項	
その他の事項	<p>次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。</p> <p>1 既に実施している事業</p> <p>2 他の国庫補助制度により、事業に要する経費について、現に負担金(補助金)の交付を受けている事業</p> <p>3 その他当該補助金の目的に照らして、適当と認められない事業</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 1 事業者グループ協働化支援事業計画書(別紙1-1) 2 事業者グループ協働化支援事業所要額調書(別紙1-2) (指定期日) 別に通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 事業区分毎に配分された経費相互間の20%以内の変更。
	(軽微な事業内容の変更) 同等の他の取組へ変更する場合等、目的を著しく変更しない程度の変更。
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別途通知する。
第9条第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) 1 事業者グループ協働化支援事業報告書(別紙2-1) 2 事業者グループ協働化支援事業精算額調書(別紙2-2) (指定期日) 別途通知する。
第19条第1項	(処分制限期間) 平成20年7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。